

令和3年4月14日

(株)東北新社メディアサービスの衛星基幹放送業務に係る認定の取消し
(令和3年4月14日 報告)

[平成29年1月11日 諮問第1号関連]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(土井課長補佐、高久係長)

電話：03-5253-5799

(株) 東北新社メディアサービスの 衛星基幹放送業務に係る認定の取消し

2021年4月14日

総務省情報流通行政局


衛星・地域放送課

- 2016年9月15日、BS等4K・8K放送（実用放送）について、衛星基幹放送業務の認定申請の受付を開始。同年10月17日、(株)東北新社は、BS左旋における「ザ・シネマ4K」に係る認定申請を総務省に提出
 - ※ BS右旋/左旋及び110度CS左旋において、計11者から申請。

- 外資比率（外国人等の議決権割合）の審査については、申請者が申請書の「欠格事由の有無」について申告し、総務省において、申告が行われたチェック欄を確認することにより実施
 - ※ 併せて、申請書に添付される事業計画書の別紙「主たる出資者及び議決権の数」において、議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者を確認

- 2017年1月11日、(株)東北新社を含む11者の認定案を電波監理審議会に諮問・答申。
同年1月24日に認定

- 2017年10月14日、(株)東北新社メディアサービスが「ザ・シネマ4K」を承継（同年10月13日承継認可、2018年12月1日放送開始）

- 本年3月の参議院予算委員会で、(株)東北新社が放送法に規定する外資規制に反していたのではないかと指摘を受け、総務省から同社に報告を求めた
 - その結果、本年3月9日に、同社から、
 - ・ 2016年10月に申請をし、2017年1月に認定を受けた際の正しい外資比率は20.75%であったこと
 - ・ 当時の外資比率は、20%未満として申請をしたことはミスであったことの報告を受けた
 - 総務省においても、提出された関係資料に基づき、外資比率を確認し、その結果、申請当時、同社の外資比率は外資規制に反していたことが判明
- 
- 2021年3月12日、総務大臣から、「(株)東北新社が2017年1月に受けた認定においては、重大な瑕疵があったと判断し、当該認定の取消しに向けて必要な手続を進める」旨を発表

- 2021年3月17日、行政手続法に基づく聴聞を開催
- 同年3月26日、聴聞の結果を踏まえ、(株)東北新社メディアサービスに対し、「ザ・シネマ4K」の認定を、職権により本年5月1日付けで取消し

5月1日（土）0時 「ザ・シネマ4K」の番組終了（当該部分の取消しの効力発生）

- ・受信者への周知のため番組の終了まで1ヶ月を確保。
- ・番組の終了後、4K放送の受信者の受信機の誤作動を回避するため、黒またはテロップの映像のための信号を送信することを認める。

7月1日（木）0時 受信機の誤動作を回避するための信号の送信を終了
（残った部分の取消しの効力発生）



今回の事案を受けて、今後、総務省における審査体制の強化について検討を進める

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一～六（略）

七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハマまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ～ル（略）

2～5（略）

第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号（トを除く。）に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2（略）

第百四条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一（略）

二 不正な手段により、第九十三条第一項の認定、第九十六条第一項の認定の更新又は第九十七条第一項の許可を受けたとき。

三～五（略）

(放送法施行規則第64条に規定)

別表第六の二号

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注2)	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 (注3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数 (注4)	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注5)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注6)	
欠格事由の有無 (注7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(注7) 法第93条第1項第7号 (協会にあつては、同号イからハまでに限る。) の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付けること。